

抗がん剤混合調製ロボット

保守点検業務

仕様書

令和 7 年 2 月

地方独立行政法人 大阪府立病院機構

大阪国際がんセンター

## 1. (目的)

抗がん剤混合調製ロボット（以下「物品」という）が常に正常な状態で作動するよう維持すること及びそのために必要な保守点検業務を円滑に実施することを目的とする。

## 2. (契約期間)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

但し、本件物品を更新する場合は、本保守契約の終了について発注者及び受注者で協議を行う。

## 3. (保守対象装置)

名 称：抗がん剤混合調製ロボット

数 量：一式

設置場所：大阪市中央区大手前三丁目1番69号

地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪国際がんセンター 1階薬局

## 4. (保守点検業務)

物品の機能を維持するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

### (1) 保守点検

受注者は、1年度あたり、定期動作点検作業2回、定期清掃作業4回、定期清浄度点検作業1回（必要に応じて給排気HEPAフィルターの交換・手配を含む）を実施し、業務委託期間中に協議のうえ発注者の指定する日に保守点検・整備を実施すること。

### (2) 緊急修理

受注者は、保守点検とは別に装置に故障等が発生した場合、発注者の要請によりその都度技術員を派遣し、緊急修理を行うものとする。また、必要に応じて正常性確認のための稼働立ち会いを行うものとする。

### (3) 部品代

保守点検及び修理時に交換する劣化部品及び作業費等は、受注者が負担する。但し、ロボットアーム本体、ロボットアーム制御コントローラーは、別途有償とする。

### (4) リモートメンテナンスサービス

受注者は通信回線による遠隔操作による装置の保守を行うものとする。主な内容は以下のとおりとする。

- ① 監視情報自動送信機能によるワーニング・エラー情報受信確認ができること。
- ② ワーニング・エラー情報受信によるメーカー側からのリモートアクセス作業がで

きること。

- ③ 障害時にはリモートアクセスにて、制御端末に集約されたロボット情報の受信・把握がされること。
- ④ リモートアクセスにて送信できる薬品情報や設定等の対応ができること。
- ⑤ リモートアクセスにて送信できるプログラムや実行ファイルによる改修対応ができること。
- ⑥ リモートアクセスにてロボット本体・管理システムが復旧した際には薬剤部門システムとの連携確認作業ができること。
- ⑦ リモートアクセスあるいはオンラインサイトにて制御端末のデータベース・アプリケーションの管理ができること。
- ⑧ リモートアクセスあるいはオンラインサイトにてロボット用調製用ベースマスター（抗がん薬などの薬品形状や特性などロボット特有の動作制御に必要な情報）のメンテナンスデータ提供作業ができること。

(5) アプリケーションサポート

受注者は当センターから装置の改善または操作方法等の問い合わせ、相談があつた場合、電話又は出張サービスにより対応するものとする。出張サービス費については都度協議するものとする。

(6) セキュリティ

- ① メンテナンス時にファームウェアのアップデートが可能な場合は行い、常に最新の状態を保つこと。また医療情報部へ詳細情報を報告すること。
- ② 点検時に別紙「ウイルスチェック証明書」を施設保全 G へ提出すること。

5. (報告書の提出と検査)

受注者は、4 の保守点検業務の完了後、速やかに報告書を発注者に提出するものとする。

6. (損害賠償)

- (1) 4 の保守点検業務の実施にあたり、受注者の故意または過失により発注者の建物、設備等を滅失又毀損した場合、受注者はこれを原状に復し、又は、原状回復に代えて損害を賠償しなければならない。
- (2) 4 の保守点検業務の実施にあたり、受注者の故意または過失により保守対象以外の発注者の装置、データ、プログラム等を損傷または滅失した場合、受注者はこれを原状に復し、または、原状回復に代えて損害を賠償しなければならない。
- (3) 受注者の責にきすべき事由により、4 の保守点検業務の一部または全部を行うことが出来ず、発注者に損害が生じた場合には、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

## 7. (個人情報の保護)

受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

## 8. (対応時間)

予防・維持保守、オンコール・リモートアクセスによる障害保守は、  
受注者の休業日を除く、月曜日～金曜日 9 時 00 分から 18 時 00 分、  
オンラインによる障害復旧現場作業は、  
受注者の休業日を除く月曜日～土曜日 9 時 00 分から 18 時 00 分とする。  
また、システム・該当機器全般の障害連絡・問い合わせ対応窓口は、  
受注者の休業日を除く月曜日～土曜日 9 時 00 分から 18 時 00 分とする。  
その他、緊急を要する連絡の受付対応等が可能な 365 日 24 時間コールセンター連絡窓口を有していること。

以上